

判例評釈
〔商事判例研究〕

早稲田大学商法研究会

準共有状態にある株式について、会社が準共有者の1名の議決権行使を認めたことが、会社法106条但書に照らし不適法とされた事例

—東京高裁平成24年11月28日判決 判例タイムズ1389号256頁以下—

林 孝 宗

I 事案の概要

Y会社は、青果物の販売を業とする、発行済株式総数3000株、資本金300万円の特例有限会社（全株式に譲渡制限が付されている）である。Y会社の代表取締役にはZが就任しており、3000株のうち2000株を所有していた。また、その妻であるAも、Y会社の取締役役に就任し、残りの1000株を所有していた。その後、平成19年9月20日にZが死亡し、所有していた2000株は、Zの妹であるBとXの2名が共同相続（他の親族全員は相続放棄している。）することにより準共有の状態（持分2分の1ずつ）となった（以下、上記2000株を「本件準共有株式」という。）。

Y会社は、代表取締役および取締役を選任するため、臨時株主総会（以下、「本件株主総会」という。）を開催することになった。平成22年11月9日、Y会社は、本件株主総会の招集通知をXに送付したものの、Xからは欠席する旨が伝えられた。Bは、具体的に何らXと協議することもなく、親族Cに対して、本件株主総会における本件準共有株式すべての議決権行使を委任し、「Cを代理人として定め、本件株主総会に出席して、議決権を行使する一切の権限を委任する。」旨の委任状を交付した。同月11日に本件株主総会が開催され、Cは、Bの代理人として出席し、本件準共有株式について、各決議（Cの妻の兄であるDを代表取締役および取締役に選任する旨の決議等）に賛成した。なお、本件準共有株式の本件株主総会における議決権行使について、会社法106条所定の権利行使者の指定および通知はなかったものの、Y会社は、Bから委任を受けたCによる議決権行使を認めた。

そこで、Xは、本件準共有株式2000株について、権利行使者の定めがなく、準共有者間において権利行使者を定めるための協議も行われていないのに、Cの議

決議権行使を認めたことは、決議方法について法令違反の瑕疵があるとして、会社法831条1項1号に基づいて、本件株主総会の決議取消を求めた。原審（横浜地裁平成24年6月22日判決）では、準共有株式に係る権利行使者の指定に関して会社法106条但書によりY会社側において議決権の行使を認めたことに違法はないとしてXの請求を棄却したところ、Xが控訴した。

II 判旨 原判決取消

「会社法106条ただし書きを、会社の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効となると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認める結果となり、会社側に事実上権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない。」

「準共有状態にある株式の議決権の行使について権利行使者の指定及び会社への通知を要件として定めた会社法106条本文が、当該要件からみれば準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られた上で権利行使が行われることを想定していると解し得ることからすれば、同条ただし書きについても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解することが相当である。」

「本件において、準共有者間に本件準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一も図られていないことからすれば、Y会社の同意があっても、Bが代理人によって本件準共有株式について議決権の行使をすることはできず、本件準共有株式による議決権の行使は不適法と解すべきである。」

III 研究

1 はじめに

複数の相続人に株式が共同相続された場合、判例は、遺産分割によってその帰属が定められない限り、共同相続人の準共有（民法264条）であると解している⁽¹⁾。多くの学説も、判例の考え方と同様に解しているといえるだろう⁽²⁾。民法上、共有

(1) 最高裁昭和45年1月22日判決民集24巻1号1頁以下、最高裁昭和52年11月8日判決民集31巻6号847頁以下、最高裁昭和53年4月14日判決民集32巻3号601頁以下。

(2) 江頭憲治郎『株式会社法 第4版』（有斐閣、2011年）118頁、奥島孝康・落合誠一・浜

物について共有者間の内部関係に関する規定は設けられているものの（たとえば民法251条・252条など）、第三者との関係に関する規定はほとんど存在しない。そこで、会社法106条では、株式の共有者は、権利行使者を指定し会社に通知しなければ、⁽³⁾株主としての権利を行使できないとして、株式の共有者と第三者である会社との関係について定めている。平成17年の会社法制定時には、共有者から権利行使者の指定・通知がない場合であっても、会社側から共有者の議決権行使を認めることができることを同条但書に追加した。

本件は、共同相続により準共有の状態となった株式について、株式の共有者間で何らの協議を行うことなく、権利行使者の指定・通知も欠いていた場合に、会社側から共有者の議決権行使を認めることの可否が争われた事案である。⁽⁵⁾そして、本件は、この問題に関して、会社法制定後、おそらく初めての公判裁判例であろう。東京高裁は、権利行使者の指定・通知を欠いていた場合には、共有者全員が議決権の行使に関する協議を行い意思統一を図って議決権を行使する場合を除き、会社側から共有者の議決権行使を認めることは許されないと判断しており、注目される。Xは、Bに対する招集通知漏れおよび招集通知期間の不足による株主総会決議の瑕疵も主張しているが、本稿では、準共有の状態となった株式について、権利行使者の指定・通知を欠いた場合に、会社側から共有者の議決権行使

田道代編『新基本法コンメンタール 会社法1』（日本評論社、2010年）〔鳥山恭一〕187頁、酒巻俊雄・龍田節編『逐条解説会社法 第2巻株式・1』（中央経済社、2008年）〔森淳二郎〕35頁、田中誠二・山村忠平『五全訂コンメンタール会社法』（勤草書房、1995年）416頁、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（3）』（有斐閣、1989年）〔米津昭子〕50頁。他方で、出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号（1989年）67頁以下は、株式が共同相続された場合には、可分債権と同様に当然分割され、整除できない端数についてのみ分割帰属しないと主張する。

- (3) 本条に相当する平成17年改正前商法203条2項も、権利行使者を定めることを要求していたものの、会社に対する通知までは求めていなかった。しかし、判例は、権利行使者の指定以外に会社に対する通知も必要であるとしている。たとえば、最高裁平成3年2月19日判決判タ761号154頁以下、最高裁平成9年1月28日判決判タ936号212頁以下。
- (4) ただし、最高裁平成2年12月4日判決民集44巻9号1165頁以下および最高裁平成3年2月19日判決判タ761号160頁以下は、特段の事情があるときには、各共有者は権利行使者としての指定がなくとも、株主としての権利を行使できると判示している。
- (5) 本件判批として、加藤貴仁「判批」ジュリスト1466号（2014年）106頁以下、玉井利幸「判批」法学教室402号判例セレクト〔Ⅱ〕（2013年）15頁以下、鳥山恭一「判批」法学セミナー705号（2013年）111頁以下、藤原俊雄「判批」新・判例解説 Watch 商法 No.59（2014年）1頁以下（https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-050590990_tkc.pdf（2014年2月7日））、中村信男「判批」Monthly Report58号（2013年）11頁以下、弥永真生「判批」ジュリスト1460号（2013年）2頁以下。

を認めることを中心に検討する。

2 平成17年会社法制定前の議論

会社法制定前（以下、平成17年改正前商法を特に断りがないかぎり、「旧商法」という。）から、株式の共有者が、議決権行使するためには、権利行使者の指定をしなければならない（旧商法203条2項）。権利行使者の指定方法について、具体的に定めた規定は、旧商法上存在せず、現在の会社法においても変わっていない。最高裁平成9年1月28日第三小法廷判決⁽⁶⁾（以下、最高裁平成9年判決という。）は、共有者が権利行使者の指定を行うに当たって、民法252条の共有物の管理行為として、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決することができる⁽⁷⁾と判示している。これは、共同相続人間で対立があった場合、全員の共同による権利行使が行えず、権利行使の空白状態が生じる不都合を回避するため、権利行使者の指定については持分の過半数により決することができる⁽⁷⁾とし、権利行使者の指定を行いやすくしたものとされている。この最高裁の判断に対して、学説上、権利行使者の指定行為の実務的意味⁽⁸⁾および少数持分権者に対する影響⁽⁹⁾などを理由に、全員一致によるべきとの有力な批判がある。この見解は、相続紛争が生じている場合、最終的には遺産分割によって解決されるが、権利行使者の指定について持分の過半数で決することができる⁽⁷⁾とすると、遺産分割が確定する前に会社の法律関係が形成され、遺産分割後の会社運営に支障が生じる可能性を危惧した⁽¹⁰⁾ものと思われる。このように学説からの批判はあるものの、後述する最高裁平成11年12月14日第三小法廷判決⁽¹⁰⁾が、上記最高裁判決の判旨を引用している⁽¹¹⁾ことから、権利行使者の指定方法について、判例の見解は固まったと評価されている。

また、会社側から共有者の議決権行使を認めることができるのかについても、何ら規定がないことから議論されていた。学説上、権利行使者の指定・通知がない以上、会社側から共有者の議決権行使を認めることはできないとする見解も

(6) 判タ936号212頁以下、判時1599号139頁以下、金判1019号20頁以下。

(7) 中村信男「判批」判タ1048号（2001年）187頁。

(8) 権利行使者の指定の実務的意味とは、紛争事例の大半を占める中小企業の支配株式の共同相続のケースにおいて、権利行使者の決定は当該企業の実質的な承継者の決定を意味することを指す。江頭憲治郎『株式会社法 第4版』（有斐閣、2011年）113頁、大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」江頭憲治郎編『八十年代商事法の諸相—鴻常夫先生還暦記念』（有斐閣、1985年）236頁。

(9) 中村・前掲（注7）「判批」判タ1048号（2001年）188頁、尾崎安央「判批」法律のひろば45巻11号（1992年）63頁。

(10) 判タ1024号163頁以下、判時1699号156頁以下、金判1087号15頁以下。

(11) 片木晴彦「判批」ジュリスト1179号（1997年）100頁。

あったが、会社側から共有者の議決権行使を認めることができるのが判例・多数説であった。多数説は、会社側から共有者の議決権行使を認めることができる主な理由として、会社法106条に相当する旧商法203条2項は、会社の事務処理上の便宜のために設けられたものであり、会社が自らその利益を放棄する以上それを否定する必要はないことを挙げる。他には、小規模閉鎖会社の相続紛争を念頭に、会社支配を左右する数の株式を共同相続した共有者間で対立し権利行使者の指定が困難であった場合、会社運営に支障が生じることを回避する点に理由を求める見解もある⁽¹⁴⁾。なお、旧商法203条2項における、会社の事務処理上の便宜を図るとは、会社が関知しない共有者内部における共有持分に基づく個別的な行使を認めてしまうと、株式を基準とした会社と株主間の法律関係の画一的①合理的処理に煩雑さと混乱とが生じるため、これを回避し会社の事務処理上の便宜を図ることと学説上理解されている。また、別の見解として、同条は、会社側に分かりにくい共有者の持分、相続分の割合・数が問題となる権利行使についての一本化を念頭に置いたものであるとも解されている⁽¹⁶⁾。

判例は、会社側から共有者の議決権行使を認めることができる場合があるとしている。最高裁平成11年12月14日第三小法廷判決⁽¹⁷⁾（以下、最高裁平成11年判決という。）は、権利行使者の指定を欠くときには、共有者全員で共同して議決権行使する場合を除き、会社側から共有者の議決権行使を認めることはできないと判示している。この事案では、権利行使者の指定は欠くものの、共有者全員が株主総会に出席し自ら議決権行使するものであったが、最高裁は、共有者全員が株主総会に出席したとしても、会社側が、共有者各々の法定相続分に応じた議決権行使を認めることを許すことはできないとした。また、判旨において、「共有者全員で共同して議決権行使する場合」とは、共有者が議決権行使するのは株主総会に全員出席するだけでは足りない⁽¹⁵⁾と述べるのみで、共有者間で議決権行使する決議内容の賛否を一致させるところまで要求するかについては言及していない。学説上、共

(12) 田中・前掲(注2) 418頁、小室直人・上野泰男「判批」民商法雑誌63巻4号(1971年) 97頁。

(13) 新里慶一「相続と商法203条2項」中京法学40巻3・4号(2006年) 372頁、青竹正一『閉鎖会社紛争の新展開』（信山社、2001年）73頁、永井和之「商法203条2項の意義」『戸田修三先生古希記念 現代企業法学の課題と展開』（文眞堂、1998年）211頁、大隅健一郎・今井宏『会社法論上 第3版』（有斐閣、1991年）334頁、米津・前掲(注2) 51頁。

(14) 青竹・前掲(注13) 73頁。

(15) 大隅・前掲(注13) 334頁、田中・前掲(注2) 417頁、米津・前掲(注2) 51頁。

(16) 青竹・前掲(注13) 66頁。

(17) 判タ1024号163頁以下、判時1699号156頁以下、金判1087号15頁以下。

有者の法定相続分に応じた議決権行使を認めるべきとする見解も存在するが⁽¹⁸⁾、多くの見解は、判例と同様に、会社側が共有者の議決権行使を認めるためには、原則として、共有者全員の共同による議決権行使を要すると解しているようである。権利行使者の指定方法について共有者全員の一致を求める見解からは、会社側から共有者の議決権行使を認める際にも、持分の過半数で決すると遺産分割前に会社関係が形成され弊害が生じるとの理由から、共有者全員の一致を要するとした最高裁平成11年判決は妥当な判断だったとの評価もある⁽²⁰⁾。この考え方を押し進めて、学説の中には、議決権行使するにあたって共有者全員の間で決議内容の賛否の一致があった場合には、会社側は拒むことができないとする見解もある⁽²¹⁾。

また、最高裁平成11年判決は、理由は明らかにしてはいないものの、最高裁平成9年判決とは矛盾しないものであると述べている。最高裁平成9年判決を前提にしたならば、会社側が共有者の議決権行使を認める場面として、遺産分割協議が難航し共有株式の扱いがいまだに定まらない状況ながら、会社運営上、共有者同士の利害が一致して、特定の決議に関する議決権行使については同意する状況が考えられる。そもそも、共有者の中で持分の過半数を有している者がいたならば、権利行使者を指定することはできたはずであり、会社側の同意を要求する場面に至らないだろう。また、各共有者が持分の過半数を有さず、権利行使者の指定が困難であった場合であっても、会社運営上、特定の決議に関する議決権行使

(18) 山田泰彦「株式の共同相続と相続株主の株主権」早稲田法学69巻4号(1994年)196頁、山田撰子「株式の共同相続」判タ789号(1992年)9頁。おそらく同旨、道野真弘「判批」私法判例リマックス23号(2001年)89頁。また、込山芳之「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」江川孝雄・三枝一雄・南隅昇・込山芳之編『保佐昭一先生古希記念 企業社会と商事法』(北樹出版、1999年)164頁は、小規模閉鎖会社の場合には、法定相続分に応じた議決権の個別行使を認めるべきと解している。

(19) 中村・前掲(注7)187頁、河内隆史「判批」金判1101号(2000年)67頁、加藤勝郎「判批」法律のひろば53巻8号(2000年)76頁、永井・前掲(注13)211頁、大隅・前掲(注13)334頁、米津・前掲(注2)51頁。

(20) 大杉謙一「判批」ジュリスト1214号(2001年)90頁は、共有者全員の一致を求めた最高裁平成11年判決は妥当であるとする一方で、そもそも権利行使者の指定方法について過半数で決することができるとする最高裁平成9年判決には疑義があると述べている。他方で、新里・前掲(注13)372頁において、権利行使者の指定方法について、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決することができるとする立場からすれば、会社運営に支障が生じることを回避する点からして、最高裁11年判決の考え方は最高裁平成9年判決とは整合的ではないと指摘する。

(21) 大野正道「株式の共同相続に伴う権利行使方法と名義書換手続き上の留意点」大野正道『企業承継法の理論Ⅱ』(第一法規、2011年)43頁(初出は、証券代行ニュース218号(1989年)2頁以下)、大杉・前掲(注20)90頁。

のみ同意する状況は十分ありうる。権利行使者の指定に関する場面と会社側が共有者の議決権行使を認める場面とは状況が異なり、判例のように、共有者による権利行使者の指定とは異なり、会社側が共有者の議決権行使を認めるにあたって共有者全員の一致を求めることは矛盾したものとはいえないと思われる。

最高裁判平成11年判決では、前述したように、共有者間で議決権行使する決議内容の賛否を一致させるところまで要求するかについては言及していないことから、共有者全員が議決権行使には同意しているものの、共有者間で賛否の判断が分かれている場合にどのように解すべきかが問題となる。これについては、議決権の不統一行使によって解決できるとの見解もあるが、会社法313条3項に相当する旧商法239条ノ4第3項⁽²²⁾における「他人のために株式を有する者」に共有株式における権利行使者は含まれず、会社に議決権の不統一行使を拒否される可能性⁽²³⁾があることから、必ずしも上記の問題を解決できるとはかぎらないといわれている⁽²⁴⁾。また、当時の有限会社法には、議決権の不統一行使に関する規定がなかったことから、共有者に議決権の不統一行使を認めてしまうと、旧商法と有限会社法との間の権衡を失すとの指摘もあり⁽²⁵⁾、共有者による議決権の不統一行使は認められにくいようである。

3 平成17年会社法制定後の議論

(1) 会社法106条但書の趣旨について

平成17年の会社法制定によって、会社の同意があれば、権利行使者の指定・通知⁽²⁷⁾がなくても、共有者が権利行使できるとする会社法106条但書が追加された。

(22) 権利行使者を定めた場合における議決権の不統一行使に関してであるが、肯定的な見解として、大野・前掲(注21) 46頁、出口正義「判批」別冊ジュリスト116号(1992年) 201頁、田中啓一「判批」ジュリスト554号(1974年) 109頁。

(23) 旧商法239条ノ4第3項には、議決権の不統一行使を行う株主が他人のために株式を有する者でない場合、会社は不統一行使を拒否することができると規定している。

(24) 大隅・前掲(注13) 55頁、稲葉威雄・宇佐美隆雄・柳田幸三・寛康生・永井紀昭・吉戒修一編『実務相談株式会社法 第2巻』(商事法務研究会、1992年) 820頁。反対に、旧商法239条ノ4第3項の「他人のために株式を有する者」に共有株式における権利行使者が含まれるとする見解として、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法 第3版』(有斐閣、2004年) 269頁がある。

(25) 道野・前掲(注18) 89頁、前田雅弘「判批」私法判例リマークス16号(1998年) 107頁。また、議決権の不統一行使は認められないとする見解として、畑肇「判批」私法判例リマークス4号(1992年) 105頁がある。

(26) 河内・前掲(注19) 67頁。

(27) 会社106条但書が追加された経緯について、武久征治「判批」龍谷法学43巻3号(2011年) 461頁は、従来の判例および学説の影響があったと指摘するが、立法担当官からは具体的な

同条但書の文言には、会社が同意する場合について特段の限定が付されていないことから、どのような場合に会社の同意により共有者が共有株式の権利を行使できるのかについて、学説上、見解の対立を生んでいる。

平成17年会社法制定前の議論のところで述べたように、旧商法203条2項は、一般的に、共有株主と会社との関係において会社の事務処理上の便宜を図るための規定であると説明されてきた。旧商法203条2項を引き継いだ会社法106条本文も、旧商法の規定と同じように、会社の事務処理上の便宜を図るための規定であると⁽²⁸⁾考えられている。⁽²⁹⁾これを、共有株式の権利行使について持分に⁽³⁰⁾応じた分割行使を許さない意味であるという見解も存在する。⁽³¹⁾そして、同条但書の趣旨については、学説は、会社が共有者の議決権行使を認めることができる主な理由を、会社による事務処理上の便宜の放棄に求める見解が多い。上記の理由以外に、会社側が共有者の議決権行使を認めることが問題となった事例の多くが、小規模閉鎖会社の相続紛争であることから、遺産分割協議が確定するまでの間、株式を相続した共有者が対立していることによって会社運営に支障が生じてしまうリスクを回避するため、会社側が権利行使者の指定がなかったとしても共有者の議決権行使を認めるという趣旨が同条但書に含まれていると解すべきであろう。

(2) 会社法106条但書の解釈について

新たに設けられた会社法106条但書について、立法担当官は、会社が自己のリスクにおいて、同条本文から生じる事務処理上の便宜を放棄している以上、権利行使者の指定・通知を欠いていた場合であっても、会社は共有者の一部に権利行使を認めることを可能にしたものと説明する。⁽³²⁾これは、同条但書を文言解釈し、前述した、共有者全員が共同して議決権行使することを要求していた最高裁平成11年判決を変更したものと捉えているようである。⁽³³⁾もっとも、立法担当官は、同条106条但書をこのように解したとしても、会社側は、権利行使者の指定・通知のない共有者に議決権行使を認めるにあたって、あらかじめ共有者間でどのよう

理由について述べられていない。

(28) 大隅・前掲(注13) 334頁、田中・前掲(注2) 417頁、米津・前掲(注2) 51頁。

(29) 江頭憲治郎・中村直人編『論点体系会社法 1 総則、株式会社 I』(第一法規、2012年) [江頭憲治郎] 264頁、森・前掲(注2) 36頁。

(30) 稲葉威雄『会社法の解明』(中央経済社、2010年) 332頁。

(31) 江頭・前掲(注29) 268頁、稲葉・前掲(注30) 332頁、森・前掲(注2) 42頁。

(32) 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編『論点解説 新・会社法』(商事法務、2006年) 492頁。

(33) 山下友信編『会社法コンメンタル第3巻 株式(1)』(商事法務、2013年) 38頁 [上村達男] 江頭・前掲(注29) 268頁、森・前掲(注2) 42頁。

な協議がおこなわれたかを確認すべきであり、それを怠って他の共有者に損害が生じたならば、会社は損害賠償責任を負うという⁽³⁴⁾。また、会社が、その確認を怠って、共有者の協議内容と異なる議決権行使を認めたとしても、共有者の議決権行使自体には瑕疵がなく、株主総会決議の取消事由には該当しないとも述べている⁽³⁵⁾。立法担当官の見解によると、会社の裁量によって一部の共有者に議決権行使を認めることが可能となり、権利行使者の指定・通知を欠いていた場合の共有者の議決権行使について、従来の判例法理に比べて、会社側の裁量権を広く捉えることになる⁽³⁶⁾。

学説のほとんどは、立法担当官の見解とは異なり、会社側から共有者の議決権行使を認めることができるとしても、会社側に裁量を認めるのではなく限定的に解すべきとの見解がある。まず、同条但書は、最高裁平成11年判決の趣旨を実定法化したものであり、会社が共有者の中から勝手に代表者を決めて共有株式全体の議決権行使を認めることは妥当でないとして、共有者全員が共同して議決権行使することを要求する見解がある⁽³⁷⁾。つぎに、権利行使の空白状態が生じる不都合を回避することを前提に共有者全員の一致を求めない見解として、共有株式の議決権行使は民法252条の共有物の管理に該当し、議決権について持分の過半数による決定があれば、会社側でその行使を認めることはできるという見解⁽³⁸⁾と、共有者各自の持分価格に応じた議決権行使を会社側は認めることができるという見解⁽³⁹⁾がある。特に、前者の見解は、会社法106条の趣旨である会社の事務処理上の便宜とは、共有株式の権利行使について持分に応じた分割行使を許さない意味であると解しており、会社がその利益を放棄した以上、持分に応じた行使は認め得るという⁽⁴⁰⁾。

最高裁平成9年判決との関係から考えると、会社法制定前のところで前述したように、会社側が共有者の議決権行使を認める場面とは、主に、遺産分割協議が難航し共有株式の扱いがいまだに定まらない状況ながら、会社運営上、共有者同

(34) 相澤・前掲(注32) 492頁。

(35) 相澤・前掲(注32) 492頁。

(36) 森・前掲(注2) 42頁は、立法担当官の見解に立ったとしても、会社の支配関係に不当な影響を及ぼすおそれがある場合には、会社の同意はそもそもなしえないと指摘している。

(37) 鳥山・前掲(注5) 111頁、大野正道「非公開会社と準組合法理」黒沼悦郎・藤田友敬『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論（上巻）』（商事法務、2007年）63～64頁。

(38) 稲葉・前掲(注30) 332頁、おそらく同旨、田中亘「事例で考える会社法 第2回 相続は争いの始まり」法学教室338号（2008年）61～62頁。

(39) 藤原・前掲(注5) 4頁、鳥山・前掲(注2) 189頁。

(40) 稲葉・前掲(注30) 332頁。

士の利害が一致して、特定の決議に関する議決権行使については同意する状況が考えられるだろう。持分の過半数を有している者がいた場合、会社側の同意を必要とする以前に、権利行使者を指定することができたはずである。また、各共有者が持分の過半数を有さず、権利行使者の指定が困難である状況も考えられるが、共有者間の相続の拗れから権利行使者を指定できなくとも、会社運営上どうしても必要な決議があった場合には、共有者間で利害が一致し、議決権行使について全員一致の同意を取り付けることは可能であると考えられる。共有者間で議決権を行使するにあたって全員一致が得られず、会社運営に支障が生じたとしても、それは共有者間の遺産分割協議を早期に決着させるべきであり、会社側の同意によって持分の過半数を有していたとしても一部の共有者に議決権行使を認めることは妥当でないだろう。そこで、従来の判例法理との整合性も重視すれば、たとえ、会社法106条但書の文言に何の制約も付されていなかったとしても、上記の状況に合致するよう限定的に解し共有者全員の一致を求めるべきであると思われる。

共有者間で議決権を行使することに全員の一致が得られたとしても、共有者間で決議内容の賛否について同一方向にまとめる必要があるかが問題となる。これに関する判例はないものの、決議の賛否について共有者間で意見を統一できなかった場合には、議決権の不統一行使によって処理すべきとする見解がある⁽⁴¹⁾。これに対して、会社法313条3項における「他人のために株式を有する者」に共有株式における権利行使者は含まれず、会社に議決権の不統一行使を拒否される可能性があるとの批判も考えられるが、決議内容が会社に重大な影響を及ぼすと認められるような場合には、会社側で不統一行使を拒否できないと解すれば良いとの反論もある⁽⁴²⁾。会社法313条3項における「他人のために株式を有する者」に共有株式の権利行使者を含めるかどうかの問題もあるが、上記のように議決権の不統一行使を認めると、共有者各々の法定相続分に応じた議決権行使を認めることと同様になってしまうといえる。そこで、会社運営上どうしても必要な決議があり、共有者間で利害が一致したことで会社側の同意を得て議決権行使を行う場合には、決議内容の賛否についても共有者間で同一方向にまとめる必要があるだろう。このような共有株式の問題は、小規模閉鎖会社における支配株式の遺産相続の問題が多いことからしても、遺産分割が確定する以前に、無理に会社の法律関係を形成させ、遺産分割後の会社運営に支障が生じる危険性を高めることは妥当ではない。

(41) 稲葉・前掲(注30) 333頁。

(42) 稲葉・前掲(注30) 333頁。

5 本件の検討

第一に、本件原審では、会社法106条但書を文言解釈することで、従来の最高裁判決のように共有者全員が共同して議決権を行使しなくとも、Y会社側が一部の共有者の議決権行使を認めていることに違法はないと判断している。これは、立法担当官の見解に近いと思われるが、会社の裁量で一部の共有者に共有株式会社全体の議決権行使を認めることができるとすると、他の共有者に不利益を生じさせる危険性が高く妥当でないだろう。本件判旨でも、本件原審の判断に対して、「…会社の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の一名による議決権の行使が有効となると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認める結果となり、会社側に事実上権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない…」と判示しており、会社側に裁量を認めない点は妥当な判断であったと思われる。

第二に、本件判旨は、会社法106条が、共有株式の議決権行使について、共有者間の協議および意思統一を前提としていることから、同条但書も共有者間の協議と意思統一が図られている場合にのみ、会社側から議決権行使を認めることができるとしている。これは、会社側から共有者の議決権行使を認めることについて限定的に解しており、最高裁平成11年判決に近い見解といえるだろう。しかし、本件判旨のみからは、最高裁平成11年判決と同様に、共有者全員が株主総会に出席して意見を一致させた上で議決権行使しなければならないのかは不明確である。本件判旨では、共有者間の協議と意思統一が図られたならば、共有者全員の株主総会の出席までは求めず、事前協議に従って共有者の1人が議決権を不統一⁽⁴³⁾に行使すると解すこともできそうである。前述したように、議決権の不統一行使を認めることは、共有者各々の法定相続分に応じた議決権行使を認めることになってしまうことから、会社側が共有者の議決権行使を認める場面では、共有者全員が議決権行使に同意し、決議内容の賛否まで同一方向にまとめる必要があると考える。もっとも、本件では、共有者間で何らの協議も行われておらず、裁判所は、会社側が共有者の議決権行使を認めることは当然許されるものではないと

(43) 加藤・前掲(注5)107頁は、意思統一が図られている場合として、共有者の多数決によって、図られている場合または事前に共有者間で協議を行った結果、権利行使者を指定するのではなく各共有者が共有持分に従って議決権を行使する場合との解釈も成り立ち得るとする。また、中村・前掲(注5)16～17頁では、実務的には、かりに共有者の議決権行使について、共有者全員が株主総会に出席せず、その内の一部だけが出席して議決権を行使する場合、会社がこれを認めることができるとする要件としては、共有者間の協議の概要とその結果を記した協議書の提出を会社として求めることを提案する。

判断したようである。この点で、会社法制定後に、共有者間における権利行使者の指定について問題となった大阪高裁平成20年11月28日判決⁽⁴⁴⁾（以下、大阪高裁平成20年判決という。）は、共有持分の過半数以上の賛成によって権利行使者を指定したとしても、共有者間の事前協議が適切に行われなかったならば、権利濫用があるとして権利行使者の指定の有効性を否定している。共有者による議決権行使について共有者間の事前協議が適切に行われていることを前提としている点で、本件判旨は、大阪高裁平成20年判決と整合性が取れていると思われる⁽⁴⁵⁾。共有者間の適切な事前協議を前提に、会社の裁量を認めず限定的に解した本件の判断は妥当であったと思われるが、より具体的に会社側が議決権行使を認めるについて共有者全員の賛否の一致まで求めるよう判示してもよかったかもしれない。しかし、共有者間の事前協議についてどの程度の協議が行われれば認められるかは今後の判例の蓄積を待たなければならないだろう。

なお、本件は特例有限会社の事案であるが、本件判旨の見解とは異なり、共有者全員の意思統一を求めず、議決権について持分の過半数による決定があれば、会社側でその行使を認めることはできるという見解や、共有者各自の持分価格に応じた議決権行使を会社側は認めることができるという見解などいずれの見解を採ったとしても、特例有限会社においては、特別決議が必要な重要事項を決定する場合、整備法⁽⁴⁶⁾14条3項により、総株主の半数以上であって総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行うとされていることから、対立している共有者間の持分割合によっては、株主総会決議が成立しない事態が生じるものと予想される。

(44) 判時2037号137頁以下、金判1345号38頁以下。

(45) 藤原・前掲(注5) 4頁、弥永・前掲(注5) 3頁。

(46) 正式名称は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律である。